

# 中川事務所新聞

第41号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【預金金利にご注意を！】

以前このコーナーで借入金利上昇の話題に触れましたが、預金金利にも注目です。今私の手元に定期積金証書があります。

契約日：18.6.23

年利回：0.04%

これに対して本日（10/31）現在の普通預金金利は0.1%です。普通が積金の2.5倍にもなっています。



通常は積金が普通を上回るのので、今すぐ解約して改めて契約し直すと、それだけで2.5倍以上の利息が得られます。金利の

絶対値が低いので金額も僅かですが、預金は自分の意思で預け替えるので、経営者として金利に敏感な姿勢を示す良い機会かもしれません。

### 【経営者の個人保証が不要の融資制度創設へ】

中小企業が事業資金を借り入れるとき、かつては第三者の保証人を強く求められたものでしたが、現在では第三者保証人不要（経営者の個人保証のみ必要）が原則となっています。

そして、来春にも経営者の個人保証さえも不要の融資制度が創設されるようです（経済産業省発表）。条件としては3ヶ月に一度の決算報告が必要になりますが、会計をきちんとしている会社にとっては特に重い条件

でもないでしょう。

きちんとしている会社と杜撰な会社の差が益々広がっていくようです。

### 【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険料第2期分納付
- ・年末調整関係資料収集
- ・歳暮の発注
- ・年賀状のデザイン決定



## 知ってお得！？法律雑学

Q. ゴルフで昼食を賭けたのですが、これは犯罪になるのでしょうか？



A. 刑法185条では、金銭・品

物などを賭けて勝負を争うこと（賭博）は禁止されており、違反すれば50万円以下の罰金です。ただし、同じ185条には一時の娯楽に供するものを賭けたときはこの限りでないとも規定されています。

つまり、金品を賭けると賭博罪ですが、昼食程度なら例外扱いとなります。それでも、常習として賭け事をする者は3

年以下の懲役に処せられます（刑法186条）。

なお、賭けに負けた場合の賭け金は、法律的には支払う義務はありません。また、支払ってしまった場合にも、その賭け金を返してくれとは言えません。不法行為による金銭のやり取りの約束は無効となるからです。

# 経営談義

## 【人の力を合わせる】

人が二人以上集まればそれは組織です。一人ではなく組織で何かをするということは、相乗効果を利用するという事でもあります。この場合の相乗効果とは、1+1=2以上になることです。この理屈でいくと、100人の会社の力は単純に10人の会社の10倍ではなく、それ以上ということになります。



組織が組織としての力を発揮するためには、次のような条件が必要です。

- ・ 共通目的
- ・ 構成員の目的意識
- ・ リーダーシップ

共通目的とは、その組織が拠って立つ根本です。会社で言えば経営理念ということになり、全ての行動を規律する大義名分です。

構成員の目的意識とは、各個人レベルの意識の問題です。何の目的意識も持たずに集まった烏合の衆では、組織力を発揮することはできません。

リーダーシップとは、共通目的達成のために各種能力を組み合わせる力です。優秀な個人が集まってもそれらをまとめる力が不足しては、能力が分散されてしまいます。

ところで、組織といっても会社のように営利を追求する

ものから、地域団体や勉強会など様々なものがあります。しかし、どのような組織であっても上手く運営していくためには、これら三要素は必要です。

経営者は、会社という組織を運営していく上での総責任者です。その運営には最大限の注意を払っていても、上手くいくときばかりではありません。運営に困ったとき、会社以外の組織運営に関心を持つことも、良いヒントになるかもしれません。



十一月は故郷の家島で秋祭りがあります。播州地域の主な祭は十月にあります。神様が出雲大社に出張中（神無月）に祭をするのはおかしい、十一月に祭をしてこそ神様に喜んでもらえる、などと祭好きの姫路人に皮肉を言っていた時期もありました。

先日、初めてETCのバーが開かないトラブルに遭いました。嫌な兆候があったので、ゆっくり進入したので事なきを得ました。自分は大丈夫と思っただけで、前の車がこのようなトラブルで急停止することもあるので、追突しないように十分気をつけましょう。

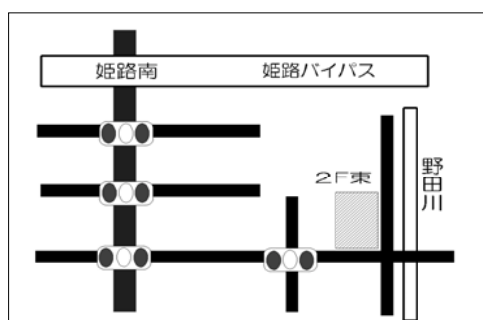
あとがき

## ワンストップ「経営・生活」サポーター 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1  
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp